

学習支援活動（子ども・若者の居場所）の運営に関するガイドライン

I ガイドラインの趣旨

「学習支援活動」とは、生活困難な世帯やひとり親世帯などから家庭での学習が困難な子どもたちや経済的理由をはじめ、不登校や引きこもりなどの理由、あるいは低学力により進学ができない子どもたちが、安心して集える無料の学びの場として行われている活動で、地域の支えあいによる子ども・若者の居場所づくり活動のひとつです。

埼玉県「こどもの居場所実態調査」(H30.08 現在)によれば、県内47市町で164か所の子どもの居場所づくり活動があり、そのうち学習支援活動は36か所となっており、富士見市内にも4か所（うち2か所は外国人対象）の学習支援活動があります。

富士見市では、平成30年10月から富士見市社会福祉協議会に「子ども未来応援基金」を設置し、子ども・若者の居場所づくり活動への財政的支援を開始しましたが、本ガイドラインはこの基金の助成を受けようとする団体の活動への一助とするために策定しました。

同様に「子ども食堂」についてのガイドラインも策定していますので、食事やおやつ提供の場合の参考にしていただければ幸いです。

なお、このガイドラインは今後の国や県等の動向や活動の展開などをふまえ、必要に応じて見直しを予定しています。

II 基本的な要件について

1. 実施団体の要件

- ①会則、規約等の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- ②宗教・政治を目的としないこと。
- ③事業実施に必要な体制が確保されていること。
- ④国・県・市から同様の趣旨で補助金を受けていないこと。
- ⑤活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- ⑥暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。
- ⑦公共施設を利用する場合は、団体登録等所定の手続きを行うこと。
- ⑧富士見市民が運営に関わり、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が整っていること。
- ⑨活動実績が1年以上あるか、1年以上の継続性が見込まれること。

2. 事業実施上の要件

- ①子ども・若者居場所づくりを目的として、次の各号のうちア)の事業を行うこと。
 - ア) 子ども・若者の学習支援設置運営事業
 - イ) 子どもの「子ども食堂」設置運営事業
 - ウ) その他、子ども・若者の支援に関し、必要と認めた事業

- ②地域への適切な周知がなされ、富士見市内に住む生活困難世帯の子ども・若者の参加が見込まれること。
- ③営利事業者が行う場合であっても営利を目的とせず公益性があること。
- ④市内で実施されていること。
- ⑤概ね月1回以上、定期的を実施すること。
- ⑥原則、1回2時間程度実施すること。
- ⑦開設時間に現場に常に責任者を配置すること。
- ⑧参加する子どもについて、参加登録をさせること。
- ⑨実施にあたっては、公共施設又は民間施設を活用し、子どもの利便性や安全性に十分配慮すること。
- ⑩保険に加入するなど、子どもや従事者の安全に努めること。
- ⑪事業を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。また、事業が終了した後も同様とする。
- ⑫子どもの参加費は原則無料とする。また、おやつや軽食代など実費が生じる場合でも徴収する額が低価格となるよう配慮すること。
- ⑬参加する子どもは5人以上の登録とすること。
- ⑭対象の子どもは、小・中・高校生及び不登校者のほか、中学卒業者・高校中退者と現役の学生以外の子どもも含めるものとする。

3. 留意事項

- ①学習支援や相談支援等を通じて、可能な限り、地域のつながりを生みだすよう努めること。
- ②気になる子どもについては、行政機関につなぐ等の対応を行うこと。
- ③参加する子どもの帰宅時の安全確保に努めること。

【付記】

平成30年10月19日策定

<問い合わせ先>

富士見市子ども未来部子ども未来応援センター

富士見市大字鶴馬3351-2

電話 049-252-3773

FAX 049-252-3772

E-mail kodomouen@city.fujimi.saitama.jp